

地方独立行政法人評価委員会の主な業務（公立大学法人関係 主なもの）

☐ 今期委員に関わるもの = 今期は該当なし

法＝地方独立行政法人法

項目	業務内容	時期 (次回)	根拠
法人の業務 の実績に関 する評価	① 中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価 ※学校教育法第109条第2項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえて評価を行う。	6年ごと (R9年度)	法第78条の2 第1項 ※法第79条
	② ①の結果の法人への通知、業務運営の改善その他の勧告	同上	法第78条の2 第4項
	③ ②の市長への報告、公表	同上	法第78条の2 第5項
	④ 中期目標期間における業務の実績に関する評価 ※学校教育法第109条第2項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえて評価を行う。	6年ごと (R12年度)	法第78条の2 第1項 ※法第79条
	⑤ ④の結果の法人への通知、業務運営の改善その他の勧告	同上	法第78条の2 第4項
	⑥ ⑤の市長への報告、公表	同上	法第78条の2 第5項
市長からの 意見聴取に 対する意見 の申出 〔市長はあらかじめ意見を聴かなければならない〕	⑦ 市長による中期目標の作成・変更の際の意見	6年ごと (R10年度)	法第25条第3 項
		変更時	
	⑧ 法人の中期計画を市長が認可しようとする際の意見	6年ごと (R10年度)	法第78条第5 項
		変更時	
	⑨ 中期目標期間の終了時に市長が所要の措置を講ずる際の意見	6年ごと (R10年度)	法第79条の2 第2項
市長への意見の申出 〔申し出ることができる〕	⑩ 法人の役員に対する報酬及び退職手当の支給基準の作成・変更に係る届出を市長が受けた際の意見の申出	変更時	法第56条第1 項で準用する 第49条第2項

※法人は、評価結果を中期計画及び業務運営の改善に反映させること、反映状況を公表することが義務化されている（法第78条の2第7項で準用する第29条）。